

2021年8月18日

厚生労働大臣 田村 憲久 殿

公益社団法人日本医師会  
会長 中川 俊男  
一般社団法人日本病院会  
会長 相澤 孝夫  
公益社団法人全日本病院協会  
会長 猪口 雄二  
一般社団法人日本医療法人協会  
会長 加納 繁照  
公益社団法人日本精神科病院協会  
会長 山崎 學  
公益社団法人全国老人保健施設協会  
会長 東 憲太郎  
公益社団法人全国老人福祉施設協議会  
会長 平石 朗  
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症における濃厚接触者となった  
医療従事者、介護従事者の就労要件について

昨今、変異株等の影響により、全国的に新型コロナウイルスの感染が急拡大し、特にワクチン接種が進んでいない若年層への感染が急増しています。そのため、医療機関・介護施設においては、濃厚接触者とされ、14日間の健康観察（自宅待機）とされるケースが増えてきています。

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より令和3年8月13日に発出された事務連絡において、新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療従事者の就労に関する要件（ワクチン2回接種済み、核酸検出・抗原検査陰性、等）、注意事項（基本的感染対策、家庭内感染者との接触回避、等）が示されました。新型コロナウイルス感染症対策として現実的な対応であり感謝申し上げます。

一方、新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療従事者以外の医療従事者、介護従事者においても、同様に濃厚接触者の自宅待機者が増加しており、医療・介護の提供に支障が出ております。各地域における継続的な医療・介護の提供のため、すべての医療従事者、介護従事者においても同様の対応とされることを強く要望します。